上野原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年４月２７日

上野原市長

上野原市規則第１２号

上野原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

上野原市火災予防条例施行規則（平成１７年上野原市規則第１４３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備・一般サウナ設備」に改める。

様式第４号中

「　炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機　設置届出書　を　」

「　炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー給湯
湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機　設置届出書　に　」

改める。

附　則

この規則は、令和８年３月３１日から施行する。